

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ 決定—参加型の資本性金融商品に係 る支払から生じた税金

IASB 客員研究員 **はら かん
原 寛**

今回は、私が他の IASB スタッフと共同で 2017 年 3 月及び 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議にスタッフ・ペーパーを提出した、参加型の資本性金融商品に係る支払から生じた税金に関するアジェンダ決定について、ご報告申し上げたいと思います。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解であることをあらかじめ申し添えます。

背景

IFRS-IC は、基本的 1 株当たり利益（EPS）を計算する際に企業が普通株主に帰属する純利益をどのように算定するのかを明確化しよう求める要望を受けました。要望書に記述された事実パターンでは、

1. 企業は 2 つのクラスの資本性金融商品（普通株式と参加型資本性金融商品）を有している。参加型持分保有者は、あらかじめ決定さ

れた算式に従って、普通株主とともに配当に参加する。

2. IAS 第 32 号「金融商品：表示」を適用して、企業は参加型金融商品を資本に分類する。配当は、普通株主に配当が支払われる場合にのみ参加型持分保有者に支払われる。
3. 参加型金融商品に係る配当は、税務上損金算入される。したがって、そうした支払は課税所得を減少させ、それゆえ税務当局に支払うべき法人所得税を減少させる（「税務上の便益」）。

要望提出者は、基本的 EPS の計算で普通株主に帰属する純利益（すなわち、分子）を算定する際に、参加型持分保有者への純利益の仮想的分配¹ から生じる税務上の便益を企業が反映するのかどうかを質問しました。

スタッフ・ペーパーを作成するにあたり我々が実施した限定的なアウトリーチの結果によると、当該論点はドイツ² で重要な実務上の論点として認識されているものの、他の国・地域ではそれほど重要な論点として識別されていませ

1 後述するように、実際の分配は行われていないものの、IAS 第 33 号 A14 項に基づき、そのすべてが分配されたかのように仮定して計算される純損益の分配を意味します。

2 要望提出者は、ドイツの会計基準設定主体である Accounting Standards Committee of Germany であり、自身のホームページで要望書提出の事実を公表しています。

んでした。

スタッフの分析

関連する IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の規定として、IAS 第 33 号 A14 項は、さまざまなクラスの株式及び参加型資本性金融商品への純損益の配分を、配当の権利及び未処分利益に対する他の権利に従って行うことを企業に要求しています。また、同項は、普通株式及び参加型資本性金融商品に対する純損益（累積配当及び当期に宣言された配当について調整後）の配分を、当期の純損益のすべてが分配されたかのように（すなわち、仮想的分配）、利益に対する各金融商品の持分の範囲で行うことを要求しています。

同項の規定に基づくと、要望書に記述されていた事実パターンにおいて基本的 EPS を計算する際に、企業が、普通株主に帰属する純損益を税務上の便益のうち当該普通株主に帰属する部分について調整することが適切であるとスタッフは考えました。主な理由は以下のとおりです。

1. 普通株主が有する「他の権利」に該当すること

上述のとおり、同項では純損益の配分を、配当の権利及び未処分利益に対する他の権利に従って行うことを企業に要求しています。税務上の便益のうち普通株主に帰属する部分は、普通株主が有する未処分利益に対する「他の権利」と考えられることから、これを考慮することが適切と考えられます。

2. 仮想的分配の要求事項との整合性

上述のとおり、同項では当期の純損益のすべてが分配されたかのように（すなわち、仮

想的分配）、利益に対する各金融商品の持分の範囲で純損益の配分を行うことが要求されています。税務上の便益は、同項で要求されている参加型持分保有者への純利益の仮想的分配の直接の結果から生じるものであるため、税務上の便益も同様に考慮することが適切と考えられるためです。すなわち、仮想的分配だけを仮定して、それから直接的に生じる税務上の便益を考慮しないことは、整合性に欠けると考えられます。

スタッフは、この処理は IAS 第 33 号第 11 項に示されている基本的 EPS の目的（すなわち、報告期間にわたる企業の業績に対する各普通株式の持分の測定値を提供すること）とも整合的であることに着目しました。なぜなら、税務上の便益のうち普通株主に帰属する部分は、普通株主が有する「持分」と考えられるためです。

また、当該税務上の便益を資本に認識するか純損益に認識するのかに関係なく、企業はこの会計処理を適用すべきとスタッフは考えました。なぜなら、基本的 EPS の計算は上述の IAS 第 33 号の関連する規定に基づき算定される必要があり、財務諸表本体で当該税務上の便益が資本で直接認識されている場合と純損益で認識されている場合のどちらであっても、基本的 EPS の数値は同一であるべきと考えられるためです。³

IFRS-IC での決定事項

IFRS-IC は、2017 年 3 月の会議でこの論点を審議した結果、スタッフの分析に同意し、IAS 第 33 号における原則及び要求事項は、要望書に記述されていた事実パターンにおいて企業が基本的 EPS を計算するための適切な基礎

を提供しているという結論を下しました。したがって、IFRS-ICはこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを暫定的に決定しました。

IFRS-ICは、この暫定的なアジェンダ決定に対して、4通のコメント・レターを受領しました。当該コメント内容及びそれに対するスタッフの分析を審議した結果、IFRS-ICは2017年6月の会議で暫定的なアジェンダ決定の文言に変更を加える必要はないと決定し、最終のアジェンダ決定を公表しました。

なお、審議の中で、複数の委員からこのアジェンダ決定の内容を実務で適切に適用するためには設例の公表が有用であるとの意見が聞かれたため、スタッフは、2017年6月のスタッフ・ペーパーの付録として、この設例のドラフトを示しました。IFRS-ICはこの設例の内容に同意し、アジェンダ決定に付属する教育マテリアルとして当該設例を公表することを決定しました⁴。

3 配当が損金算入されるケースでは、その税務上の影響を純損益、その他の包括利益又は資本に直接に認識すべきかに関して実務上のばらつきが生じています。要望提出者が仮定したように、ある企業は配当自体は資本で認識されるため、IAS第12号61A項を適用してその税務上の影響も資本で認識しています。一方、他の企業は、IAS第12号52B項の配当の税務上の影響に関する規定が適用されると考え、配当原資となる分配可能利益が過去に純損益、その他の包括利益、資本のどこで認識されたものかを識別し、それと整合的な場所で税務上の影響も認識しています。この論点に関して、国際会計基準審議会（IASB）は別プロジェクトにおいてIAS第12号「法人所得税」を改訂し、後者の見解が適切である旨を明確にする予定です。

4 設例は、IASBのウェブサイト（<http://www.ifrs.org/-/media/feature/implementation/agenda-decisions/ias-33-example.pdf>）で閲覧可能となっております。なお、IFRS基準書（相互参照や注釈が追加されている、いわゆるGreen Book）のPart B付属文書にも、当該設例が含まれる予定です。